

見積書
提出期限 令和8年2月16日 午後 5時

担当者:
連絡先:

印紙貼付欄

事業請負見積書

令和 年 月 日

大阪市 契約担当者 西淀川区長 様

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者名

印

下記について見積条項に従い、次の金額で見積ります。
なお、関係法令・貴市関係規定および裏面記載の契約条項に従い契約を履行します。

見積金額			百万			千			円
契約金額			百万			千			円
<input type="checkbox"/> 課税事業者 うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円									
<input type="checkbox"/> 免税事業者									

契約金額は、見積金額に当該金額の100分の10を上積みした額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）です。

なお、契約相手方となった場合には、商号、所在地及び契約金額等を公表することがあります。

記

事業名称	令和8年度 西淀川区における啓発指導員配置等による放置自転車対策業務委託									
履行期間	仕様書のとおり	履行場所	仕様書のとおり							
履行方法	仕様書のとおり	その他								
明細書	名称	形状・寸法・摘要	数量							
	仕様書のとおり									
(見積条項) 裏面のとおり										
本書のとおり契約を締結する。		年度	会計	部						
1 契約方法 随意契約	2 契約保証金 <input type="checkbox"/> 契約金額の5/100以上 (金 円)	支出科目	款							
〔 地方自治法施行令 第167条の2第1項第1号 〕	<input type="checkbox"/> 履行保証保険		項							
	<input checked="" type="checkbox"/> 免除		目							
用途	市民協働型自転車利用適正化事業用		節							
摘要	公募型比較見積 「01-18: 受付・案内」 令和7年3月11日開催 契約事務審査会 審議済	細節								
決裁	局長	区長	課長	課長代理	係長	係員	起案	令和	・	・
							決裁	令和	・	・
							西淀契第			号

見積条項

1. 見積書は、その提出した見積書の書換、引換または撤回をすることができない。
2. 価格決定に当たっては、見積書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
3. 大阪市契約規則第28条第1項各号の1に該当する見積は無効とする。
4. 合計金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
5. 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。

契約条項

(検査の時期)

1 大阪市(以下「発注者」という。)は、供給人(以下「受注者」という。)から給付の完了の通知を受けた日から10日以内に検査を行う。

(契約代金の支払い時期)

2 発注者は、受注者から適法な支払い請求を受けた日から30日以内に契約代金を支払う。

(受注者の履行遅延の場合における損害金)

3 受注者の責めに帰する理由により契約の履行を遅延した場合は、受注者は、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)第56条の規定による延滞違約金を発注者に支払う。

(発注者の契約代金支払いの遅延の場合における損害金)

4 発注者の責めに帰する理由により契約代金の支払いを遅延した場合は、発注者は、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払う。

(契約保証金の帰属等)

5 受注者の責めに帰する理由による履行遅延その他契約の不履行の場合においては、契約保証金を次のとおり処分する。

(1)大阪市契約規則第38条の規定による。

(2)大阪市契約規則第61条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。

(契約に関する紛争の解決方法)

6 本契約に関し紛争が生じた場合は、大阪市契約規則及び大阪市会計規則によることとし、万一、解決に至らないときは、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼する。

なお、この仲裁のために要した費用は、発注者と受注者とが平等に負担する。

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

(1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。)第8条第1項第6号に基づき、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。)が条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。

(2) 発注者は、条例第8条第1項第7号に基づき、条例第7条各号に規定する下請負人等(以下「下請負人等」という。)が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。

(3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(5) 第1号及び第2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入(以下「不当介入」という。)を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長(以下「監督職員等」という。)へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(8) 受注者は第6号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。

案件名称	令和8年度 西淀川区における啓発指導員配置等による放置自転車対策業務委託
------	---

仕様書

大阪市西淀川区

令和 8 年度 西淀川区における啓発指導員配置等による放置自転車対策業務委託

1 実施概要

本業務は、「大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例」（昭和 63 年条例第 31 号）第 3 条に基づき、放置自転車の解消に向けて、駅周辺に放置された自転車等が市民の通行や緊急車両の通行・活動の妨げとなることを未然に防ぎ、自転車等の適正な利用方法について広く市民に呼び掛けるため、大阪市西淀川区役所（以下「当区」という）が啓発指導員による放置自転車対策業務を委託するものである。

2 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

3 履行場所

西淀川区内（JR）塚本駅周辺において、別紙 1 の破線で囲まれた自転車放置禁止区域内で、当区及び受注者が協議のうえ、決定する。

4 業務体制

（1）啓発指導員の配置

①配置人数

1 名以上

②配置日及び配置時間

啓発指導員の配置日は別紙 2 「啓発指導員配置カレンダー」において○がついている日を基本とする（年間 152 日）。

配置時間については、1 日につき 1 時間 30 分とし、その配置時間帯は午前 7 時から午前 8 時 30 分を基本とする。

③啓発指導員の配置日及び配置時間については、上記②を基本とするが、放置自転車等の状況により、当初の業務量（1 時間 30 分×152 日）の範囲内で変更する場合がある。

④啓発指導員の配置場所、配置日及び配置時間は、前月の 20 日までに（4 月分にあっては契約締結後速やかに）当区及び受注者で協議のうえ、決定する。

（2）放置自転車防止啓発業務

①配置人数

1 名以上

②実施日及び時間

毎月第 1 火曜日（年間 12 回）午前 9 時から午前 10 時を基本とする。

③実施日及び時間は、②を基本とするが、当初の業務量（毎月第 1 火曜日（年間 12 回）午前 9 時から午前 10 時）の範囲内で変更する場合がある。

④実施日及び時間は、前月の 20 日までに（4 月分にあっては契約締結後速やかに）当区及び受注者で協議のうえ、決定する。

5 業務責任者

本業務の履行に際しては、業務責任者を定め、別紙 3 「業務責任者通知書」により当区に報告し、あわせて別紙 4 「受注者に所属することを証する書面」により業務責任者と受注者が

雇用関係にあることを証する書類及び緊急の場合の連絡先（様式は自由）を提出すること。
なお、業務責任者に変更が生じた場合も同様とする。

6 業務内容

（１）啓発指導員の配置

- ① 放置自転車の防止並びに放置している者に対する啓発、指導
- ② 自転車駐車場への案内及び誘導
- ③ 放置自転車への警告エフの取り付け（エフには取り付け日を記入すること）
なお、警告エフは当区と協議の上、受注者が作成することとし、費用は受注者が負担すること（別添資料参照）。警告エフ400枚/月程度
- ④ 通行の妨げとなる放置自転車の整理
- ⑤ 履行場所周辺における放置自転車台数のカウント
- ⑥ 当該啓発等の活動中における苦情等については、受注者において対応すること。

（２）放置自転車防止啓発業務

- ① 西淀川区内（JR）塚本駅周辺を利用する市民等に対し、啓発チラシの配布による啓発を実施
- ② 啓発チラシは当区と協議の上、受注者が作成することとし、費用は受注者が負担すること（別添資料参照） 啓発チラシ 200枚/回程度
なお、当区及び地域住民等が啓発に参加した場合は、当区及び地域住民等にも啓発チラシを提供すること。
- ③ 当該啓発活動中における苦情等については、受注者において対応すること。
- ④ 当区及び地域住民等が参加して啓発を行う場合については、当該啓発を実施する日程等の地域住民等への周知及び啓発活動に係る警察署への道路使用許可申請が必要となるため、受注者がこれを行うこととする。

7 作業要領

- （１） 啓発指導員自身が通行の支障とならないよう注意すること。
- （２） 配置時間中は、配置場所をむやみに離れないこと。
- （３） 自転車利用者等には親切丁寧に対応することとし、自転車等を道路上に止められたときは「すみませんが、通行の支障となりますので、自転車駐車場のご利用をお願いします」等の声かけを行うこと。
- （４） 自転車駐車場に空きがない等、自転車駐車場が利用できない場合についても、「すみませんが、道路上に止めないようご協力をお願いします」等の声かけを行うこと。
- （５） 自転車等を店舗前に駐輪した利用者に対しては、店舗を利用する可能性があるため、指導は、慎重に行うこと。
ただし、店舗に自転車駐車場が設置されている場合は、「撤去されることがあるため、店舗の自転車駐車場をご利用していただきますよう、ご協力をお願いします」等の声かけを行うこと。
- （６） 案内、誘導を行う際は、「あちら」、「そちら」などの案内の仕方はせずに、具体的に場所を伝えること。
- （７） 自転車駐車場を案内時、利用者から特に指示がない場合は、その場所から最も近い自転車駐車場を案内・誘導すること。

- (8) 自転車等の整理を行う場合は、傷をつけないよう丁寧に行うこととし、離れた場所へは移動しないこと。
- (9) 原動機付自転車は重量があるため、整理しようとするすると転倒する可能性があるため触れないこと。
ただし、道路の中央に放置されているなど、著しく通行の障害を引き起こしている場合は、警察へ通報すること。

8 業務日報等の提出

- (1) 受注者は、毎月の業務終了後、翌月の10日（ただし、休日の場合は翌開庁日）までに業務日誌等を当区に提出すること。
ただし、令和9年3月分については、令和9年3月31日を提出期限とする。
- (2) 提出書類については次のとおりとする。
 - ①業務日報（別紙5）及び業務月報（別紙6）
 - ②業務完了届（様式は自由）
 - ③啓発活動等報告書（様式は自由）
日時、場所、従事者名、業務内容、活動写真、意見・要望等を記載すること。
- (3) 提出された業務日誌等については、大阪市における公文書として一定期間保管され、市民からの要求があれば公開の対象となるものであることを留意の上作成すること。

9 問合せ・苦情対応について

本業務に関連する問合せ・苦情の対応については、原則として受注者において行うこと。
なお、対応にあたっては誠意をもって行い、速やかに顛末書を当区へ提出すること（別紙7）。

10 被服等

- (1) 啓発指導員が着用する制服（ベスト・帽子）は、別添資料を参考にデザインを当区と協議の上、受注者が必要数を作成すること。
なお、作成にかかる費用は受注者の負担とする。
- (2) 啓発指導員は、上記（1）の被服等を着用の上、業務にあたること。
- (3) 上記（1）の被服等は業務履行時のみ着用し、業務開始前・終了後及び休憩時等の業務時間外は着用しないこと。
- (4) 啓発指導員は、常に市民の視線を意識し、身だしなみや行動・言動には十分に注意すること。

11 廃棄物の処理について

- (1) 警告エフを廃棄する場合は、大阪市が定めるごみ分別方法に沿って、受注者が責任を持って処理すること。
- (2) 業務終了時に警告エフや啓発チラシ等が路上に落ちていないかを確認し、回収した場合は受注者が適切に処理すること。

12 再委託について

- (1) 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- ① 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - ② 啓発指導員の配置
 - ③ 放置自転車防止啓発業務
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
- なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。
- また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

13 委託料の支払方法

本業務の履行完了後、検査に合格した場合は、出来高部分に相応する業務委託料相当額について、部分払いを請求することができる。

ただし、この請求は月1回を超えることができない。

14 研修の実施

- (1) 受注者は、従事者が様々な人権問題について正しい認識を持って業務の遂行をするよう、適切な研修を実施すること。
- (2) 受注者は、従事者の適切な市民対応に必要な接遇等の研修を実施すること。
- (3) 受注者は従事者に対し、本業務に関する業務内容や関連法規について研修を行うこと。
- (4) 受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第6号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。
- (5) 研修を行った際は、内容を当区に報告すること（別紙8）。

15 障がいのある人への合理的配慮の提供

受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とす

る差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

16 個人情報の取扱いについて

本業務に係る個人情報の取扱いについては、次の事項を遵守すること。

- (1) 受注者は、本業務の履行上知り得た大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号）（以下「条例」という）第 2 条に規定する個人情報（以下「個人情報」という）の漏えい、滅失、毀損、改ざん等を防止しなければならない。
- (2) 受注者は、個人情報を本業務の履行の目的以外に利用してはならない。
- (3) 受注者は、個人情報を第三者へ提供してはならない。
ただし、書面により当区の承諾を得たときは、この限りではない。
- (4) 受注者は、個人情報を複写及び複製してはならない。
- (5) 受注者は、個人情報に関する業務の履行において事故が発生した場合、当区に遅滞なく報告しなければならない。
- (6) 受注者は、当区が個人情報の管理状況を確認する等立入検査が必要であると認めたときは、当該検査を受けなければならない。
- (7) 受注者は、本業務の履行のため当区から提供を受けた個人情報に関する資料は、業務終了後に当区に返還しなければならない。
- (8) 当区は、受注者が条例第 15 条第 1 項の規定に違反した場合は、是正勧告を行い、勧告に従わない場合は、その事実を公表することができる。
- (9) 受注者は、条例を遵守し個人情報について適切に対応しなければならない。

17 その他

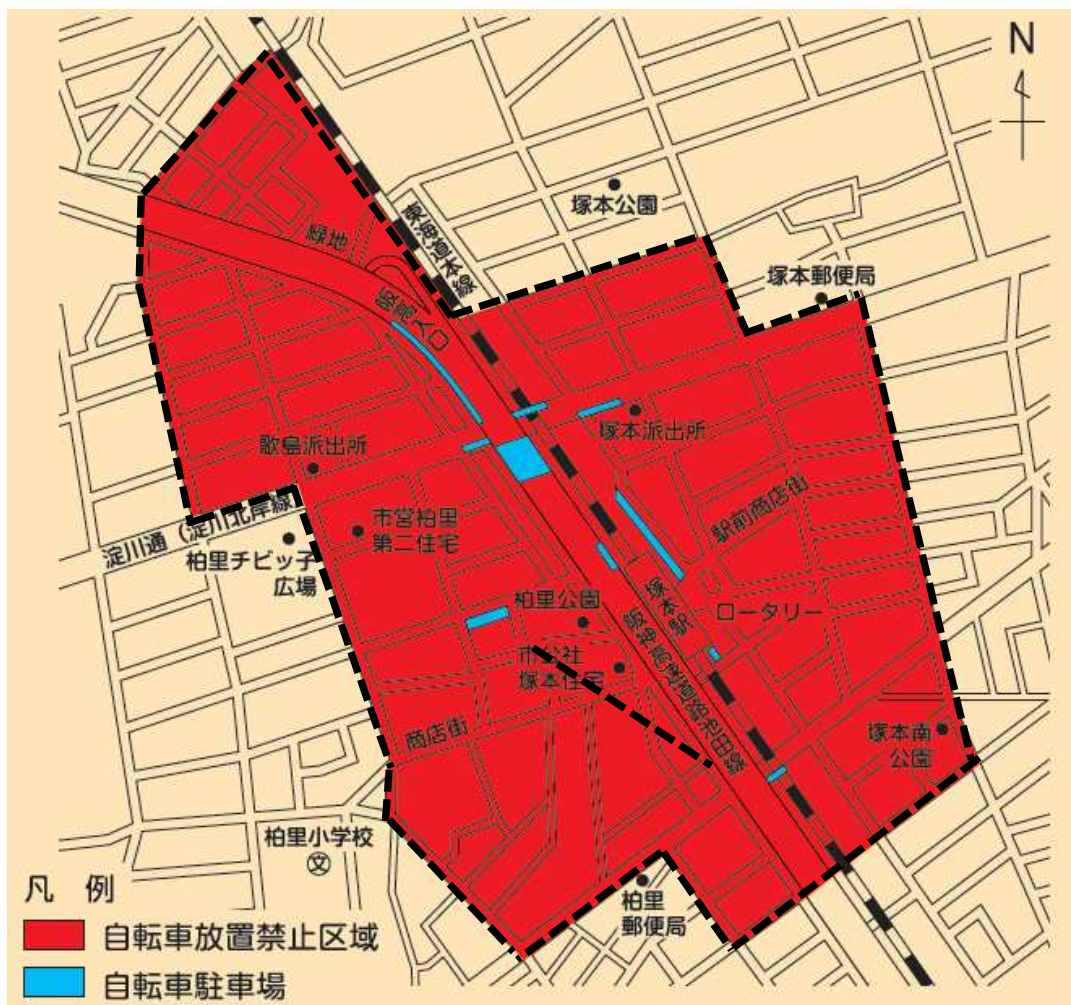
- (1) 受注者は啓発指導員に対し、啓発方法を十分に指導・教育すること。
また、啓発指導員は業務の内容を理解し、自転車等利用者に対する適切な指導啓発、自転車等に傷等をつけることなく整理をすること。
- (2) 受注者は、この仕様書に基づき、常に当区と連絡をとれる体制を整えること。
- (3) 受注者は、本業務の実施にあたっては関係法令及び大阪市契約規則を遵守すること。
- (4) 受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、当区は契約金額以外の費用を負担しない。
- (5) その他、この仕様書に定めのない事項又は作業内容に疑義が生じたときは、両者が協議のうえ、これを処理するものとする。

18 問合せ・担当

大阪市西淀川区役所 防災安全課 防犯担当

大阪市西淀川区御幣島 1 丁目 2 番 10 号 電話 06 (6478) 9897

塚本駅(JR)



啓発指導員 配置カレンダー

4月 (13日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

29日 昭和の日

5月 (13日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

3日 憲法記念日
4日 みどりの日
5日 こどもの日
6日 振替休日

6月 (13日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月 (13日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

20日 海の日

8月 (13日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

11日 山の日

9月 (14日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

21日 敬老の日
22日 国民の休日
23日 秋分の日

10月 (12日)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

12日 スポーツの日

11月 (13日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

3日 文化の日
23日 勤労感謝の日

12月 (12日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

1月 (12日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

1日 元日
11日 成人の日

2月 (12日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

11日 建国記念日
23日 天皇誕生日

3月 (12日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

21日 春分の日
22日 振替休日

業 務 責 任 者 通 知 書

令和 年 月 日

大阪市西淀川区長

様

受注者 住 所

氏 名



次のとおり定めましたので通知します。

記

1 委 託 名 称 :

2 業 務 責 任 者 名 :

「受注者に所属することを証する書面」届出書（当初・変更）

令和 年 月 日	
大阪市西淀川区長	様
受注者 住 所	
氏 名	
○	
当該受注者と直接的な雇用関係にあるものであることの証明を届出します。	
委 託 名 称	契約番号
契約年月日	完了期限
令和 年 月 日	令和 年 月 日
主任技術者 管理技術者 業務責任者 照査技術者 担当技術者	

- ・ 内には、該当する項目にレを記入してください。
- ・ 貼付書面として、健康保険被保険者証、健康保険被保険者標準報酬決定通知書、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書に記載された所属受注者名及び交付日により雇用関係が確認できるものの写し。
- ・ 主任技術者等の同一性の把握は、運転免許証等で氏名と生年月日と住所を確認できるものを提示。

令和 年 月分 業務日報

日付	令和 年 月 日 () 天候				従事者名	
従事時間		主は業務内容				
~						
~						
~						
~						
~						
~						
~						
~						
業務実施件数						
自転車利用者への啓発・指導	自転車駐輪場への案内・誘導	警告エフ取付	放置自転車整理	放置自転車台数	苦情等	その他
件	件	件	台	台	件	件
特記事項等（市民からの苦情や要望等の内容、啓発指導員自身が感じたこと、現場の状況等）						

業務日報の記載について

- 1 業務日報は、日々の業務内容等の記録のほか、出来高確認に使用するものであることから作成にあたっては、記載方法を理解し、誤りがないよう注意すること
- 2 業務時間及び主な業務内容欄については、その業務内容と開始時間・終了時間を記入すること
- 3 業務実施件数欄については、各項目毎の件数等の集計を記入すること
- 4 その他欄に件数の計上がある場合は、特記事項欄にその内容を記載すること

令和 年 月 日 提出

研修実施報告書

委託名称	令和8年度 啓発指導員配置等による放置自転車対策業務委託		
委託場所	JR 塚本駅周辺	受注者	
履行期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	業務責任者	
【テーマ】			
実施年月日	令和 年 月 日 ()		
実施場所	会社事務所 その他 ()		
参加者			
内 容		質 疑	
状 況 写 真		備 考	

(注) 参加者の、氏名及び会社名を記入すること。

警告エフ

色：背景 赤色

文字 白色・黄色

材質 厚み 73 kg コート紙

イメージ図を基本とするが、詳細については契約後に当区と協議の上決定する。



近距離は歩きましょう

2026年4月1日より道路交通法改正により
自転車の反則金が制度（青切符）が導入されます



運転中のながらスマホ



反則金 **12,000円**



ルールを
守ろう！

西淀川区 マスコットキャラクター
「に～よん」

自転車の青切符の対象は16歳以上

イヤホンの使用※

※ 必要な音が聞こえないなどの場合

一時不停止

無灯火



反則金 **5,000円**

信号無視
(赤色等)

通行区分違反

(車道の右側通行、歩道通行等)



反則金 **6,000円**

遮断踏切立入り



反則金 **7,000円**

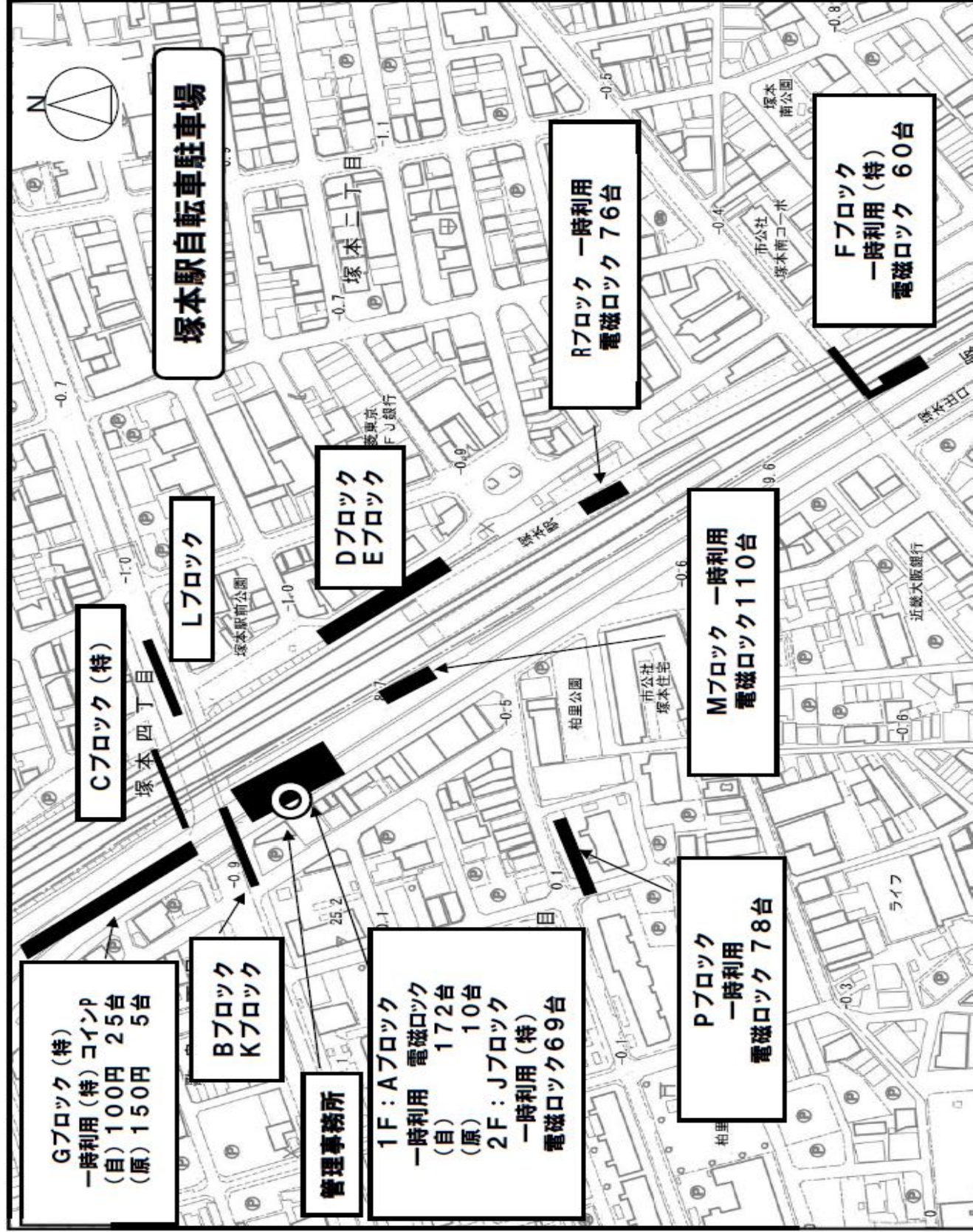
二人乗り

並進



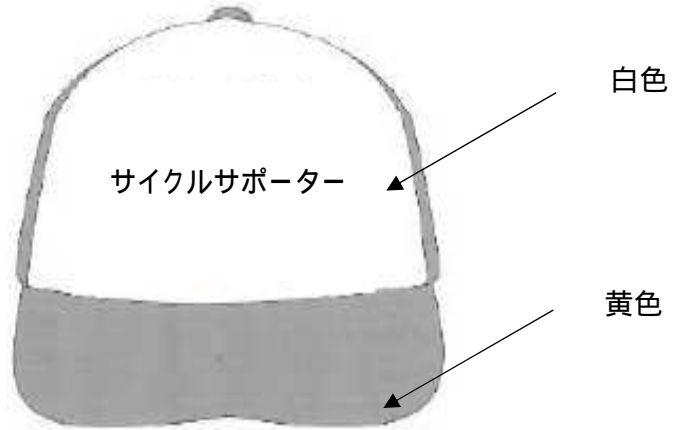
反則金 **3,000円**

自転車は駐輪場に！



【帽子】

正面文字 黒色



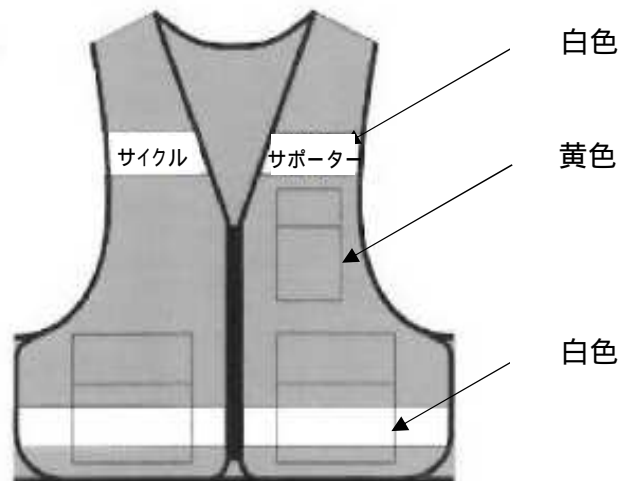
サイクル

【ベスト】

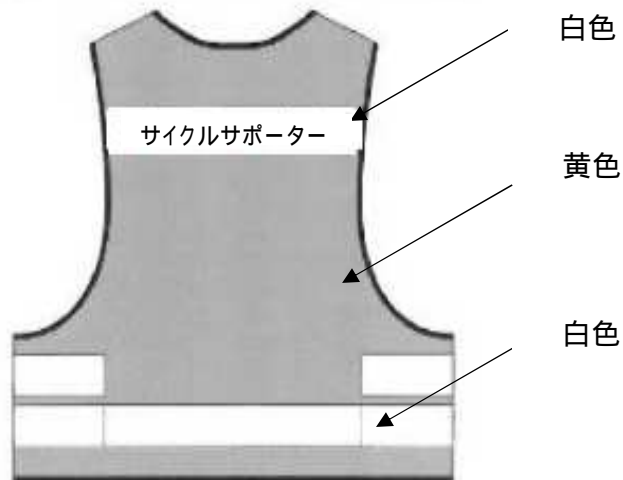
文字背景部分は、
反射仕様にすること

胸部文字 黒色

背中文字 黒色



白色



白色

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（西淀川区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（西淀川区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO_x・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の総務課（連絡先：06-6478-9985）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。